

要望書

令和元年9月

沖縄県

知基第123号
令和元年9月5日

防衛大臣

岩屋毅 殿

沖縄県知事

玉城デニー

要望書

貴職におかれましては、本県における基地問題の解決のため、平素から格別の御理解と御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

戦後74年を経た今もなお、国土面積の約0.6パーセントに過ぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.3パーセントが集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。

米軍基地は、日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊など県民生活に様々な影響を及ぼしています。

そのような中、今年4月に在沖海兵隊所属の米海軍兵による女性殺人事件が発生し、県民の尊い生命が失われました。

また、航空機事故についても、先月27日に、東海岸沖においてCH-53Eヘリコプターの窓が落下する事故が発生したほか、今年6月に浦添市の浦西中学校にCH-53Eから部品が落下、平成30年6月にF-15戦闘機が沖縄本島南部の洋上で墜落、平成30年11月にはF/A-18戦闘攻撃機が沖縄本島の東南東の海上で墜落するなど、米軍などにより繰り返される多くの事件・事故は、県民に大きな不安と衝撃を与えていました。

嘉手納飛行場においては、地元自治体、県及び県議会が、繰り返し中止要請や抗議を行っているにもかかわらず、パラシュート降下訓練が実

施されています。特に、今年は、すでにSACO合意後最多であった平成29年1年間と同じ回数となっております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺においては、毎年、多くの騒音測定局で環境基準値を超過しており、今年5月には普天間飛行場における騒音測定値の最大値である124.5デシベルを観測するなど騒音が増加しております、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ず、地元の怒りは限界に達しています。

また、両飛行場周辺の河川等においては、PFOS等が高濃度で検出されされており、地域の人々はもとより県民全体の不安は大きなものとなっています。

このような米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であります。日米地位協定については、一度も改正されないまま締結から60年近くが経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まりの中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっております。

辺野古新基地建設については、今年の2月24日に沖縄県で行われた「辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」において、辺野古埋立てに絞った反対の民意が圧倒的多数で明確に示されたことは、極めて重いものであります。

政府は、その民意をしっかりと受けとめ、直ちに埋立工事を中断し、問題解決に向け、県との対話に応じるべきであると考えております。

政府においては沖縄の現状を十分に認識し、日米地位協定の見直し、辺野古新基地建設の断念、普天間飛行場の県外、国外移設、早期返還及び速やかな運用停止を含めた一日も早い危険性除去等、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組んでいただきたく、次のとおり要望します。

目 次

1 辺野古新基地建設の断念について	1
2 普天間飛行場の県外、国外移設、早期返還及び速やかな運用停止をはじめとする危険性の除去について	3
3 オスプレイの配備撤回について	5
4 日米地位協定の抜本的な見直しについて	6
5 米軍の活動に起因する環境問題の解決について	8
6 嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について	12
7 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について	13
8 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について	15
9 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について	17
10 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音の軽減について	20
11 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡大、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について	24
12 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について	26
13 尖閣諸島を巡る問題について	28
14 不発弾処理における負担の軽減について	29

1 辺野古新基地建設の断念について

要 望

「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の理解が得られない辺野古新基地建設を断念すること。

説 明

沖縄県は、辺野古に新基地は造らせないとということを県政運営の柱として取り組んでおります。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、過去2回の知事選挙をはじめ、参議院議員選挙、衆議院議員選挙など、一連の選挙において示され続けております。また、今年2月24日に行われた都道府県レベルでは全国で2例目となる県民投票においても、辺野古埋立てに絞った反対の民意が圧倒的多数で明確に示されたことは、極めて重いものあります。

政府は、その意義をしっかりと受けとめ、直ちに埋立工事を中断し、問題解決に向け、県との対話に応じるべきであると考えております。

辺野古・大浦湾の沿岸域については、防衛省沖縄防衛局による環境影響評価調査において、絶滅危惧種262種を含む5,300種以上の海域生物が確認されている人類共通のかけがえのない財産であり、将来の世代に引き継いでいくべきものと考えております。

同海域は、ジュゴンやサンゴなどの貴重な生物が生息し、その生物多様性においても、国内の世界自然遺産登録地である知床や小笠原諸島等と比べても何ら遜色ないと考えております。

これまでも、国際自然保护連合（IUCN）における度重なる勧告をはじめ、国内学術団体等からも辺野古新基地建設による環境破壊等を危惧する声が上がっています。

また、県が行った埋立承認取消処分に対し、沖縄防衛局が行った審査請求は違法であり、このような違法な審査請求を受けて国土交通大臣が行った裁決もまた違法無効となるものであります。

そのため、県は、国土交通大臣が行った裁決の取消しを求めて、7月17日に地方自治法に基づく関与取消訴訟を、8月7日に行政事件訴

訟法に基づく抗告訴訟を提起いたしました。

県民の理解が得られない辺野古新基地建設を強行することにより、これに反対する県民感情の高まりが米軍全体への抗議に変わると、在沖米軍基地の安定運用は難しくなり、ひいては、今後の日米安全保障体制に大きな禍根を残すことになるのではないかと心配しております。

県としては、辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていく民主主義の姿勢により解決していくことが重要と考えており、政府においては、「辺野古移設が唯一の解決策」との固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古の美しい海を埋め立てる現行移設計画を断念していただきたいと考えております。

2 普天間飛行場の県外、国外移設、早期返還及び速やかな運用停止をはじめとする危険性の除去について

要 望

- (1) 普天間飛行場の固定化は絶対に避け、県外、国外移設及び早期返還に取り組むこと。
- (2) 普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会を開催し、普天間飛行場の速やかな運用停止を実現するため、直ちに、所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど、日米両政府において具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性除去に取り組むこと。

説 明

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置しており、住民生活に著しい影響を与えていることから、周辺住民の航空機事故への不安や騒音被害などを解消することが喫緊の課題となっており、同飛行場の早期返還及び危険性の除去は県民の強い願いであります。

今年4月10日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議において、県は政府に対し、同飛行場の運用停止を実現するため、3か月や半年など一定の期限を定めて、速やかに、新たな危険性除去の対策を検討するよう強く求めるとともに、日米両政府において具体的なスケジュールを作成し、その進捗を確認、管理するよう求めたところですが、具体的な取組内容等について、お示しいただいておりません。

県は、辺野古移設にかかわりなく、普天間飛行場の速やかな運用停止を求めてきたところであり、同飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において速やかな運用停止を実現すべきであります。

政府においては、速やかな運用停止を実現するため、日米両政府において具体的なスケジュールを作成し、一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があるとともに、直ちに、所属機の長期ローテーション配備による訓練移転を行うなど危険性の除去及び騒音の軽減に取り組んでいただく必要があります。

また、普天間飛行場の早期返還を実現するためには、改めて県外、

国外移設を追求し、同飛行場の固定化を避ける方策を検討し、講ずる必要があります。安全保障の負担は日本全国で担うべきとの認識のもと、沖縄県民の声や沖縄県議会の決議等も踏まえ、同飛行場の県外、国外移設に真摯に取り組んでいただくよう要望します。

3 オスプレイの配備撤回について

要 望

オスプレイの配備を撤回すること。

説 明

オスプレイについては、沖縄配備に際し再三にわたり、これに反対する旨訴えたにもかかわらず、普天間飛行場に24機が配備されています。

沖縄県民は、長きにわたり、米軍基地の過重な負担を負いつつ、日米安全保障体制に貢献してきました。しかしながら、進まぬ米軍基地の整理・縮小、頻発する事件・事故に加え、オスプレイが配備されたことは、沖縄県民に受忍しがたい更なる米軍基地の負担を強いるものであります。

普天間飛行場所属のMV-22オスプレイは、平成28年12月に名護市安部沿岸で、平成29年8月にはオーストラリア東海岸沖で墜落事故を起こしたほか、平成30年2月には伊計島近海でエンジンの空気取り入れ口のカバーを落下させるという事故を起こしております。

また、今年に入ってから3月に沖永良部空港、4月に伊丹空港で緊急着陸を行うなど頻繁に緊急着陸を行っております。

こうした事案が発生する度に県や関係自治体などから原因の究明や公表、原因究明までの飛行中止などを求めてきたにもかかわらず、十分な説明がないまま飛行を続け、同様の事案を繰り返し発生させている米軍及びそれを容認し続ける日本政府の姿勢に怒りを禁じ得ません。

沖縄県としては、オスプレイ配備に反対であり、オスプレイの配備撤回を求めるとともに、オスプレイの訓練移転や県外配備の早期実施など、実効性のある負担軽減措置を講ずるよう要望します。

4 日米地位協定の抜本的な見直しについて

要 望

政府は早急に日米地位協定の見直しを行うこと。

説 明

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から60年近くが経過しており、環境についての対応が全く触れられていないなど、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっており、沖縄県は、軍転協とも連携し、平成12年より見直し要請を行ってまいりました。

平成29年9月には、平成12年に実施した日米地位協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、県内市町村等からの意見も取り入れて、11項目28事項の見直し要請を行ったところです。

政府は、米軍基地を巡る諸問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えていると説明しています。

しかしながら、沖縄県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えています。

沖縄県が、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスの地位協定や米軍基地の運用等を調査した結果、NATO・ヨーロッパにおいては、航空法など自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールすることで、自国の主権を確立していることが明らかになりました。

そもそも、なぜ47都道府県の1県に過ぎない沖縄県がこのような調査を行わなければいけないのか、政府は真摯に考えるべきであります。

昨年7月の全国知事会においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含む米軍基地負担に関する提言が全会一致で取りまとめられました。

政府においては、国民の権利と財産を守るため、米軍に航空法等の

国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直し作業に早急に着手していただくよう、強く要望します。

平成27年9月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合に立入申請ができることとなっていきます。しかしながら、前提となる米軍からの通報がこれまでなく、立ち入りできていないことから、環境に影響を及ぼす可能性のある事故が発生した場合まで通報対象を拡げるとともに、円滑な立入りを要望します。

また、跡地利用の円滑な推進のための返還前の早期の立入りなど、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化を要望します。

沖縄県では、これまで文化財保護行政を推進するために必要な文化財調査を米軍施設・区域内においても行ってきたところです。しかしながら、環境補足協定締結後、同協定に基づく立入り手続によることとされたため、これまで行われてきた米軍施設・区域内における文化財調査が中断していました。

その後、平成29年10月に文化財調査に伴う米軍施設・区域への立入りが可能となりましたが、より円滑に立ち入ることができるよう要望します。

平成29年1月に締結された軍属に関する補足協定については、日米地位協定の対象者が明確になるとしておりますが、軍属の範囲の見直しが事件・事故の減少に直接繋がるものか明らかではありません。引き続き、軍人・軍属にかかわらず、米軍関係者の教育・研修の強化等に取り組んでいただく必要があります。

また、軍属及びコントラクターの被用者の総数等の詳細な情報を、県及び関係地方公共団体へ速やかに提供していただく必要があります。

5 米軍の活動に起因する環境問題の解決について

要 望

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺において高濃度で検出された有機フッ素化合物（PFOS等）については、使用の禁止や発生源を特定するために行う県職員等の立入り及び水や土壤などの採取を含む調査を許可するよう米軍に働きかけること。また、基準値等の設定、原因究明及び対策、PFOS等対策に係る費用負担など、適切な対応策をとること。
- (2) 米軍が直轄で飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を実施する場合は、事前に防衛省を通して関係自治体への通知を行うとともに、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立すること。
- (3) 米軍航空機による低周波音の実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な対策をとること。
- (4) 米軍航空機の排気ガスによる悪臭の実態を把握するため必要な調査を行い、その結果を公表するとともに、当該排気ガスによる悪臭を防止するための有効な対策をとること。
- (5) 米軍施設・区域で発生する廃棄物について、排出抑制と分別の徹底を図るとともに、米国政府の責任で適正に処理すること。
- (6) 米軍施設・区域内のPCB廃棄物（現在使用中のものを含む。）について、国内における処理期限を踏まえ、適正に処理すること。
- (7) 米軍施設・区域からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として国が実施していた基地内の環境調査が平成26年度以降実施されなくなったことについて、再開すること。
- (8) 米軍施設・区域外で環境に影響を及ぼすような事故が発生した場合には、現場で土壤汚染調査を実施し、調査結果を政府及び沖縄県と共有した上で、必要な対策をとること。
- (9) 日本環境管理基準（JEGS）の運用状況について公表を求めるこ

と。

説 明

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺において高濃度で検出されたPFOS等については、新たな環境汚染物質として国内外で様々な規制等が行われるようになってきていることから、基地内におけるPFOS等の使用の禁止や発生源を特定するための基地への立入調査について許可するよう米軍に働きかけるとともに、基準値等の設定、国による原因究明及び対策、県のPFOS等対策費用を負担するなど、適切な対応策をとることを求めます。

アスベスト除去作業については、大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例で規制しているところですが、米軍が直轄で実施する工事は国内法が適用されないことから実態把握が困難であり、また、過去には米軍施設・区域内での工事において不適切な事案も確認されております。

米軍施設周辺住民の安全・安心の確保のためにも、飛散性・非飛散性アスベスト含有建材を使用した建物等に係る除去作業を米軍が直轄で実施する場合は、事前に防衛省を通して関係自治体への通知を行うとともに、関係自治体による立入調査ができる仕組みを確立していただく必要があります。

普天間飛行場や北部訓練場等周辺においては、MV-22オスプレイ等の飛行に伴う低周波音による影響が懸念されていることから、実態調査及び健康への影響評価を行い、その結果を公表するとともに、環境基準等の設定など適切な対策を実施していただく必要があります。

また、嘉手納飛行場周辺においては、米軍航空機の排気ガスに起因すると考えられる悪臭により、気分不良、頭痛等の訴えがあり、生活環境や健康への影響が懸念されていることから、悪臭の原因及び実態を把握するための調査や健康への影響調査を行い、その結果を公表していただく必要があります。悪臭防止対策としては、排気ガスによる悪臭の主な原因と考えられるE-3早期警戒管制機の駐機場を移転させる等、有効な防止対策を実施していただく必要があります。

米軍施設・区域から排出される廃棄物は、民間処理業者によって収集運搬から処理・処分まで、委託処理されていますが、分別がなされておらず、悪臭等の発生のおそれがあるとともに、リサイクルが困難となる場合があります。

米軍自ら発生抑制に努めるとともに、分別の徹底によりリサイクルを推進し、リサイクルできない廃棄物については、適正に処理するよう要望します。

供用中の米軍施設及び区域内のPCB廃棄物は、日本環境管理基準（JEGS）に基づき米軍が処理を行っていますが、基地返還の際は米軍側に原状回復義務が課されていないため、返還跡地の建物等で確認されたPCB廃棄物を日本国政府（沖縄防衛局）が保管、処理しています。

一方、PCB特措法により県内のPCB廃棄物の処理には期限が定められており、高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサー類については既に処理期限を過ぎております。また、安定器・汚染物等は令和3年3月31日、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日までに処理委託を行う必要があります。

今後、県内の米軍施設及び区域において返還された際に確認されるPCB廃棄物が処理期限を過ぎていた場合、処分することができず、沖縄防衛局が保管し続ける状況になることが懸念されます。

そのため、国内における処理期限を踏まえ、米軍基地・施設内のPCB廃棄物（現在使用中のものを含む）を米軍が適切に処理するよう政府から求めていただく必要があります。

米軍基地内の排水等監視調査は、米軍基地からの環境汚染の未然防止を図ることを目的として、昭和55年度から国の委託事業で実施していました。

つきましては、排出先の河川や海域等の公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の健康と生活環境の保全を図るため、当該調査の再開を求めます。

平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故において、米軍により土壤汚染調査を実施せずに土壤が搬出されたことは、汚染の拡散につながりかねず、周辺住民の生活環境を含む環境へ影響を及ぼす恐れがあります。

つきましては、今後同様の事態に際しては、現場で土壤汚染調査を実施し、調査結果を政府及び沖縄県と共有した上で、必要な対策を検討することを求めます。

在日米軍による環境保護及び安全のための取組は、JEGSに従って行われることとされていますが、その運用状況について実態が不明であ

ることから、定期的な公表を米軍に求める必要があります。

6 嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練について

要 望

嘉手納飛行場等におけるパラシュート降下訓練を実施しないこと。

説 明

読谷補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練については、SACO最終報告に基づき平成11年10月に日米合同委員会において伊江島補助飛行場への移転が合意されたにもかかわらず、その後、平成19年に「例外的な場合」に限り嘉手納飛行場を使用することが同委員会で合意されました。

県としては、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に運用されるべきであると考えており、これまで幾度となく嘉手納飛行場で同訓練を実施しないよう強く要請してきました。

それにもかかわらず、今年の嘉手納飛行場における訓練回数は、すでにSACO合意後、最多であった平成29年1年間の降下訓練と同じ回数となっております。平成29年を上回る頻度で訓練が実施されていることは、同飛行場におけるパラシュート降下訓練が、実質、常態化しているものと言わざるを得ず、強い憤りを禁じ得ません。

県や地元自治体などの要請・抗議を一顧だにせず、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練を繰り返す米軍の姿勢により、県民の米軍への不信感は高まっており、今後の嘉手納飛行場の使用、ひいては日米安全保障体制に影響を与えるものと危惧します。

については、今後、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことについて、日米安全保障協議委員会において、米国側と協議を行う必要があります。

また、津堅島訓練場水域におけるパラシュート降下訓練についても、同水域が定期船や漁船等が航行する水域となっており周辺住民をはじめ県民に大きな不安を与えていていることから、実施しないよう米軍と協議するよう要望します。

7 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について

要 望

- (1) 在沖海兵隊の国外移転を確実に実施すること。
- (2) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画については、移設する場所、施設内容等の具体的な返還手順等十分な説明を行うこと。
- (3) 牧港補給地区の7年以内の返還は、統合計画を前倒しし、確実に実施すること。
- (4) 政府の責任において、移設に伴う諸課題の解決及び移設先の環境整備を行うこと。
- (5) 統合計画の実施にあたっては、マスタープランの作成等について県・市町村の意見を聴取する場を設けること。
- (6) 跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう配慮すること。
- (7) 文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等必要な支援を行うこと。
- (8) 駐留軍従業員の雇用の確保について、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速かつきめ細かな対応を行うこと。
- (9) 米軍施設・区域の機能の変更等の計画については、事前の情報提供を徹底するとともに、県・市町村の意向を尊重すること。

説 明

在日米軍兵力の本県への集中は、日本全国の中で明らかに不公平であり、応分の負担をはるかに超えております。

日常的に発生する航空機騒音をはじめ、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川及び海域の汚染や土壌の汚染、航空機事故のほか、米軍人等による刑法犯罪等の発生などは、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

海兵隊の訓練を県外へ移転することを含め、在沖米軍兵力の削減を図ることは、沖縄の過重な基地負担の軽減及び米軍人等による事件・事故の減少にもつながるものであり、在沖海兵隊約9千人の国外移転

を確実に実施するよう強く求めます。

また、それに関連する嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還についても、将来の沖縄の米軍基地のあり方に大きな影響を与えるとともに、沖縄の振興発展の将来を左右する大きな転機になることから、確実な実施がなされる必要があり、特に、牧港補給地区の7年以内の返還については、統合計画を前倒しし、確実に実施されるよう要望します。

発表された統合計画では、嘉手納飛行場より南の6施設・区域について、返還範囲、時期、手順等が示されておりますが、未だ具体的な取組み内容が示されていない部分があります。

沖縄県としては、政府が十分な説明を行うこと、今後の推進にあたっては、移設先における諸課題の解決を政府の責任で行うこと及び新たな負担を受け入れる地域の負担を緩和するための措置を継続すること並びに地元の意向を反映させ、計画的に実施されることが必要と考えております。

今後、統合計画の実施に伴って、大規模な土地の返還が予定されていることから、跡地利用を効果的、かつ、円滑に進められるよう、返還する施設・区域の使用履歴、土壌調査情報、インフラの整備状況、地主の情報等の必要な情報の提供をしていただくとともに、国有地の活用や返還時期等についての地元の意向への配慮をしていただく必要があります。

また、文化財調査の計画的な着手、同専門員の確保等のための支援が必要あります。

さらに、駐留軍従業員の雇用の確保についても、統合計画の実施に伴う従業員の雇用に関する詳細な情報提供及び迅速、かつ、きめ細かな対応を行っていただく必要があります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等は、周辺住民に不安を与えるとともに、周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼす可能性がある、極めて重要な問題であります。

米軍施設・区域の機能の変更、米軍施設・区域内における施設の建設等を行う計画がある場合は、沖縄県及び市町村に対する詳細な情報の提供を徹底するとともに、沖縄県及び市町村の意向を尊重し、これに迅速に対応していただく必要があります。

8 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について

要 望

- (1) 事件等の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を図ること。
- (2) 事件等に係る原因究明及び調査結果を速やかに公表すること。
- (3) 繰り返される事件等の再発防止のため、より効果的な対策を実施すること。
- (4) 米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表を行うこと。

説 明

これまで沖縄県では、米軍構成員等による事件等の根絶を図るために、綱紀粛正や再発防止、特に未成年者を重視した兵員・家族への教育の徹底について、関係機関に繰り返し強く申し入れてきたところであります。しかしながら、依然として事件・事故が後を絶たない状況が続いております。

米軍構成員等による刑法犯罪検挙件数は、復帰から今年6月末現在で6,014件に達しており、このうち殺人、強盗、強姦といった凶悪事件が580件（民間人殺害事件13件を含む）発生しております。

今年4月に在沖海兵隊所属の米海軍兵が女性を殺害するという痛ましい事件が発生しました。3年前に米軍属による殺人等事件が起き、まだ心の傷が癒えない中で、このような事件が起きたことは、大変遺憾であり、激しい怒りを覚えます。

県民に大きな不安を与えており、このような米軍構成員等による事件・事故の再発を防止するには、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を実施するとともに、県民の不安を軽減する観点から、事件等の徹底した原因究明及び事件等に係る調査結果についても、速やかに公表していただく必要があります。

県議会では、凶悪犯罪等が発生した場合の司令官及び上司の更迭や、事件・事故の再発防止に向けた県、日本政府、米国政府の3者による特別対策協議会の設置などを求める意見書、抗議決議が全会一致で議決されるなど、従来の再発防止策では不十分との声が高まってお

り、これらの対策も含め、事件・事故の再発防止に向け、これまでの取組を超えた、より効果的な対策の実施を強く求めます。

さらに、米軍によるリバティ制度の検証結果やその他再発防止のための各種取組、米軍における処分結果の公表なども再発防止策の実効性を確保するためにも必要であります。

9 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について

要 望

- (1) 米軍機は、学校や病院等の上空を飛行しないこと。
- (2) 訓練・演習の具体的な内容の事前公表、事故発生時の速やかな通報及び事故調査結果並びに環境調査結果の速やかな公開を行うこと。
- (3) 米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止を担保する措置を継続的に実施すること。
- (4) 事故等が発生した場合の対応として、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会を設置すること。

説 明

沖縄県は、これまで累次にわたり、関係機関に対し、米軍の演習等に伴う事件・事故の再発防止や安全管理の徹底等を強く申し入れてきましたが、現在も演習関係の事故等は後を絶たない状況が続いております。

先月27日には、東海岸沖においてCH-53Eヘリコプターの窓が落下する事故が発生しております。また、今年6月には部品が浦添市の浦西中学校のテニスコートに落下する事故が発生しました。平成29年には普天間第二小学校に窓枠が落下し、緑ヶ丘保育園の事案もあったことから、県民にとって大きな不安を与えるもので、極めて遺憾であります。学校において児童生徒の安全を脅かすようなことは断じてあってはならないことであります。児童生徒、ひいては県民の安心・安全を確保するためにも米軍は、日米間の飛行に関する協定に従い、学校や病院等の上空の飛行を避けるべきであります。

その他、航空機関連事故は、平成28年12月の名護市安部沿岸でのMV-22オスプレイの墜落事故、平成29年10月の東村高江でのCH-53Eの不時着、炎上事故、平成30年6月の沖縄近海でのF-15戦闘機墜落事故、11月のF/A-18戦闘機墜落事故等を含め、復帰から現在までに803件（うち墜落事故が49件）発生しております。

また、実弾を使用した射撃・砲撃訓練や爆破訓練等については、平成29年4月の恩納村や平成30年6月の名護市で流弾による事故が発生

したほか、復帰後、今年6月末までに629件の山林・原野火災が発生し、また、山肌が裸地化し、そこから赤土が流出する事態も発生しているほか、ハリアー攻撃機による訓練水域外への爆弾誤投下（平成20年・鳥島射爆撃場）などの事故も相次いでおります。

それ以外の訓練・演習についても、フェンス外への重量約800キログラムの物資落下（平成26年4月・伊江島）、提供施設外への米兵のパラシュート降下（平成29年1月、平成30年4月、平成31年4月・伊江島）、つり下げ訓練でのタイヤ落下（平成29年3月・金武町）などが発生しております。

訓練・演習の実施にあたっては、沖縄防衛局を通じ文書で事前に通報が行われておりますが、その中には訓練・演習の内容や実施時間など詳細な情報は記載されておりません。また、事故発生後の事故調査結果や環境調査結果に関しても、情報公開までに時間を要する上に十分な内容が公開されておらず、住民は大きな不安を抱えております。

また、住宅地域に隣接するヘリコプター着陸帯での訓練や民間地上空や民間地域周辺でのつり下げ訓練等の危険な訓練は、周辺住民を危険にさらすこととなるだけでなく、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼしています。加えて、県民に水を供給するダム上空等での訓練は、万が一事故等が発生した場合、県民の水源を汚染するおそれがあります。

さらに、平成28年にAV-8ハリアーやMV-22オスプレイが、平成30年にF-15戦闘機やF/A-18戦闘攻撃機が相次いで墜落事故を起こし、十分な説明がないまま同機種の飛行及び訓練が再開されるなど、事件・事故が発生した際の政府や米軍の対応に県民の不信感も高まっております。

つきましては、演習・訓練の具体的な内容の事前公表、事故発生時の速やかな通報及び事故調査結果の速やかな公開とともに、住宅地上空での飛行訓練の中止、住宅地域に隣接する着陸帯の使用中止、ダム上空での飛行訓練中止等を含め、米軍演習のあり方を見直し、事故の原因究明及び安全管理の徹底など、事故防止に向けて実効性のある措置を実施していただく必要があります。

加えて、提供施設外で環境に影響を及ぼすような事故が発生した場合、調査前の土壤の掘削、運搬など、汚染の拡散を招くおそれのある

行為を実施しないよう米軍に求める必要があります。

また、県民の安全・安心を確保し、事故に対する懸念や不安を払拭するため、県が平成29年2月9日に要請した政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置等の実現に向けて取り組んでいただく必要があります。

10 嘉手納飛行場、普天間飛行場等における航空機騒音の軽減について

要 望

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場において実施されている一部訓練移転について、効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、具体的かつ実効性ある対応策を講ずること。さらに、両飛行場所属航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備や外来機の飛来制限等を実施すること。
- (2) 嘉手納飛行場の旧海軍駐機場及び通称パパループにおける航空機の使用を禁止すること。
- (3) 環境基準の達成に向け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置を厳格に運用すること。
- (4) 同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会においてその実施に伴う効果について検証を行い、結果を公表すること。
- (5) 夜間の航空機騒音による健康への影響を調査するとともに、夜間騒音に係る環境基準の設定など適切な対策をとること。
- (6) 住宅地上空の飛行及び夜間の訓練飛行を回避するための対策を講じること。
- (7) 伊江島補助飛行場や東村高江区等の騒音被害に対する適切な騒音低減措置を講ずること。
- (8) 住宅防音工事の区域指定告示後に建築された住宅への防音工事の適用拡大や、対象区域の拡大、事務所・店舗等の対象化、十分な防音工事予算の確保など、騒音対策の強化・拡充を図ること。
- (9) 全ての認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とするこ
- (10) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正により補助対象外とされた3級及び4級の防音工事により新たに設置する空調設備の維持費を補助対象とすること。

説 明

米軍の運用が周辺地域に与える影響は多岐にわたっていますが、とりわけ住宅地域に隣接する嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着す

る航空機による騒音は、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えています。

沖縄県は、航空機騒音及び騒音被害の軽減について、これまで繰り返し要請を行ってきたところですが、依然として目に見える形での改善が図られていない状況にあります。

嘉手納飛行場の旧海軍駐機場については、SACO最終報告に基づき移転が合意され、平成29年の1月に新たな駐機場への移転が実現しましたが、その後も同駐機場が使用される事案が発生しております。また、平成31年2月から、再編工事に伴い、パパループがMC-130特殊作戦機の駐機場として一時使用されるなど、SACO最終報告における騒音軽減イニシアティブの趣旨がないがしろにされております。

さらに、F-15戦闘機等の常駐機に加え、国内外から飛来するいわゆる外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われ、加えて平成30年5月に飛來したF-22戦闘機や米国州空軍F-16戦闘機等が累次にわたり数か月間暫定配備されるなど、周辺地域における騒音は激しく、日常生活への影響はもとより、排気ガスによる異臭、夜間騒音や地上騒音による睡眠妨害、聴力の異常、授業の中止等、地域住民の健康や生活に甚大な被害を与え続けております。

普天間飛行場では、ヘリコプターが住宅地上空を旋回し、外来機の飛來や夜間の訓練が頻繁に行われており、今年5月には普天間飛行場における騒音測定値の最大値である124.5デシベルを観測するなど、昼夜を問わない騒音の発生が恒常化しています。

また、オスプレイやヘリコプターから発生する低周波音も問題となっているほか、那覇市、浦添市等では、上空を飛行する米軍機による騒音の苦情が近年増加しております。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、米軍再編に伴う訓練の一部移転が実施されておりますが、目に見える効果が現れておらず、依然として負担軽減が図られていない状況であることから、継続的に訓練移転による負担軽減の効果の検証を行い、当該結果を踏まえ、早急に具体的、かつ、実効性のある対応策を講じていただく必要があります。また、県外、国外への長期にわたるローテーション配備や外来機の飛來制限など地元が負担軽減を実感できる取組を合わせて行って

いただく必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が合意された平成8年3月以降も、航空機騒音測定結果は、毎年多くの測定局で環境基準値を超過しており、環境基準の達成に向け、航空機騒音規制措置を厳格に運用する必要があります。

さらに、同措置の運用状況について県及び周辺市町村へ報告を行うよう米軍に働きかけるとともに、日米合同委員会において両措置の実施に伴う効果について検証を行い、その結果を公表する必要があります。

平成30年10月に公表された欧州WHO環境騒音ガイドラインでは、睡眠への悪影響が生じるとして夜間等価騒音レベルは40デシベル以下とするよう示されております。しかし、毎年多くの航空機騒音測定局では、40デシベルを超過している状況にあり、平成29年度は最大57デシベルに達しております。このため、住民への睡眠妨害及び健康影響が懸念されることから、夜間騒音による健康への影響を調査するとともに、夜間騒音の評価に適した環境基準を設定するなど、適切な対策を実施する必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺以外の地域においても、米軍機の飛行に伴う航空機騒音が夜間を含め度々確認されております。伊江島補助飛行場においては、LHDデッキの改修後、F-35B戦闘機による訓練などに伴う騒音のため住民からの苦情が増加しており、適切な騒音低減措置を講ずる必要があります。また、北部訓練場に近い東村高江区等においては、航空機騒音等が遞増するなど、住民からの苦情も増加傾向にあることから、住宅地に近いヘリコプター着陸帯の使用を中止するなど、住宅地上空の飛行を回避する対策を講ずる必要があります。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域においては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、これまで住宅防音工事が実施されてきましたが、区域指定後に建築された住宅は、住宅防音工事の対象とならないまま30年間も騒音にさらされている状況にあることから、区域指定告示後に建築された住宅も防音工事の対象としていただく必要があります。加えて、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう、十分な予算の確保に努めていただく必要があ

ります。

また、騒音被害の実態があるにもかかわらず、住宅防音工事区域から外れている住宅や防音工事の対象とならない事務所、店舗等も多く存在しており、住宅防音工事区域指定値の現行62デシベル（75W）から57デシベル（70W）に改めること等による防音工事の対象施設や区域の拡大など、騒音対策の強化・拡充を図っていただく必要があります。

住宅防音工事については、区域の指定、W値の基準、指定告示日に地方による不均衡があつてはならないと考えており、特に、75W以上の区域における建具復旧工事については早急に実施していただく必要があります。

加えて、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域（第1種区域）については、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することができないよう配慮していただく必要があります。

航空機騒音による子ども達の心身に及ぼす悪影響が懸念されており、認可外保育施設に入所する乳幼児の健やかな成長のため、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も防音対策事業の補助対象施設とともに、空調設備の維持費も補助対象に含めていただく必要があります。

さらに、学校及び保育施設における3級及び4級の防音工事として、平成28年度以降に実施設計を行い、新たに設置する空調設備の維持費を補助対象外とする制度変更がなされていますが、航空機騒音の低減を図り、良質な教育・保育環境を確保するため、当該維持費を補助対象としていただく必要があります。

11 ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除区域及び対象漁業の拡大、 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還等について

要 望

- (1) ホテル・ホテル訓練区域の操業制限解除対象となる区域、漁業種類を拡大すること。
- (2) 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場を返還すること。
- (3) 福地ダム、新川ダム及び漢那ダムの共同使用を解除すること。

説 明

沖縄県周辺海域には、日米地位協定に基づく広大な米軍提供水域が設定され、漁場が制限されているとともに、漁場間の移動に大きな制約を受けております。

ホテル・ホテル訓練区域及びその周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソディカの好漁場であります。

平成26年7月には、マグロ延縄漁業等の操業に関し、同区域の一部における使用制限の一部解除が日米合同委員会合意のもと実行されておりますが、解除対象となった区域範囲が狭いことや、パヤオ漁業やソディカ漁業の操業が引き続き認められてないことから、沖縄県は、解除対象区域の拡大及び対象漁業の拡充等を求めております。

日米両政府は、現地実施協定締結日（平成26年7月16日）から1年以内に行われる見直し作業において、使用制限の一部解除の拡大及び漁法制限の緩和に関する可能性を検討するとしておりますが、早急の対応をお願いします。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場周辺の海域については、パヤオ漁業が盛んであるとともに、もしく養殖場が隣接しております。

特に、鳥島射爆撃場については、平成20年4月に訓練水域外において米海兵隊所属機による爆弾の誤投下事件が発生するなど、漁船の安全操業を脅かす存在であるとともに、長年の実弾射爆撃訓練により、島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上、重大な問題であります。

つきましては、漁船の安全操業、漁場環境、我が国の領土を保全するため、鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還の必要があります。

さらに、北部訓練場に所在する福地ダム、新川ダム及びキャンプ・ハンセンに所在する漢那ダムについては、県民の日常生活を維持する上で欠かすことのできない重要な水源となっておりますが、日米地位協定第2条第4項(b)の規定により米軍が使用することが可能な状態となっております。

これらダムでの訓練は昭和63年以降行われておりませんが、水源となっているダムで米軍が訓練を行う事は、県民に不安を与えるものであり、安全で安心して飲める水道水の安定供給を確保する観点から、これらのダムの米軍による共同使用の解除を求めます。

12 米軍施設・区域の有効かつ適切な跡地利用に関する必要な措置等について

要 望

- (1) 返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査の実施を可能とすること。
- (2) 跡地利用推進法に基づき、国による徹底した支障除去措置を講ずること。
- (3) インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還を実現すること。
- (4) 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還等を迅速に行うとともに、返還前の現地調査と工事着手について配慮すること。

説 明

返還される駐留軍用地については、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄の発展のための貴重な空間として、有効、かつ、適切な跡地利用を図る必要があります。

跡地利用の推進に向けては、早期に跡地利用計画を策定することが重要であり、その計画策定に向けては、返還前の早い段階から掘削を伴う立入調査（文化財調査、自然環境調査等）を行う必要があります。

平成24年4月に施行された跡地利用推進法では、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、所有者等に土地を引き渡す前に、土壤汚染等の支障除去措置を講ずることが規定されております。しかしながら、平成29年12月に返還された北部訓練場跡地において、廃タイヤ等の廃棄物が確認されていることから、返還に際しては徹底した支障除去を実施していただく必要があります。また、周辺住民も対象とした環境対策に係る住民参画を図っていただく必要があります。

また、既に返還された跡地についても、跡地利用推進法の趣旨を踏まえ、国の責任において適切な措置を講ずる必要があります。

なお、支障除去を講ずるにあたり、駐留軍用地跡地及びその周辺の

自然環境の保全が図られるよう、自然環境調査の実施及び調査結果を踏まえた保全措置が必要あります。

平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、同市地主会、琉球大学等の関係者が連携しながら、「沖縄健康医療拠点」の形成を目指すこととしており、国の積極的な支援が必要あります。

そこで、同跡地に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分については、国道58号へのアクセス道路を整備するため、平成27年12月に共同使用が日米合同委員会で合意されたところですが、拠点形成に向けては、同跡地との一体的な土地利用が不可欠であり、同南側部分の早期返還が併せて必要あります。

沖縄県においては、道路、河川等を整備する公共事業を実施する上で、米軍施設・区域の一部返還又は共同使用が必要となる場合がありますが、そのための協議が進展しないため、長年にわたり公共事業が滞る事例が多く発生しています。

公共事業を推進するための米軍施設・区域の一部返還又は共同使用は、迅速、かつ、着実になされる必要があり、返還等されるまでの間においても、現地調査又は工事の実施が可能な場所については、早期に現地調査又は工事を実施できるよう、配慮していただく必要があります。

また、米軍施設・区域内の2級河川については、浸水被害を防止するため、しゅんせつ等による適切な維持管理を実施していただく必要があります。

13 尖閣諸島を巡る問題について

要 望

- (1) 尖閣諸島が、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと。
- (2) 冷静かつ平和的な外交によって、中国との関係改善を図ること。
- (3) 尖閣諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保等について、関係国の動きを注視しながら適切に対応すること。

説 明

平成24年9月の政府による尖閣諸島国有化以降、中国公船等が接続水域の航行や領海侵入を繰り返しております。

平成30年の中国公船による領海侵入は70隻となっており、今年は7月末時点で、すでに昨年を上回る82隻が領海へ侵入し、さらに、6月には、接続水域内での中国公船の航行が国有化以降で最長の64日連続を記録するなど、我が国の領土主権を侵害しかねない行為が頻繁に起こっており、宮古、八重山地域の住民に不安を与えております。

また、平成30年には、尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域に中国がブイを設置していたことも確認されております。

沖縄県としては、これまで我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取締りの徹底について、繰り返し国に要請するなど、尖閣諸島を巡る問題を重要視しております。

中国との関係悪化は、平和交流をめざす県民に不安を与えるものであり、平穏、かつ、安定的に尖閣諸島を維持管理していただく必要があります。

政府においては、昨今の尖閣諸島周辺海域を巡る状況により、宮古、八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、同諸島周辺の領海・排他的経済水域における安全確保について、適切な措置を講じていただく必要があります。

14 不発弾処理における負担の軽減について

要 望

- (1) 沖縄県における不発弾処理事業の国と地元の役割分担を全般的に見直し、今後、国直轄の事業化を推進し、国の責任において沖縄県における不発弾処理の充実強化及び早期処理を図ること。
- (2) 沖縄県が維持・管理し、自衛隊が使用している不発弾一時保管庫については、実質の管理者である国が引き取り、直接管理・運営すること。
- (3) 沖縄県の公共工事及び民間工事における不発弾探査費用については、全額を国庫負担とすること。

説 明

先の大戦で大きな惨禍を被った沖縄県においては、未だに多量に残された不発弾処理の問題を抱えております。

沖縄県の不発弾処理量は最近10年間の年平均で約30トンあり、平成30年度実績でみると全国の約37パーセントを占めており、今なお処理されていない不発弾が約1,942トン残されていると推定されております。

このような中、沖縄県の不発弾処理においては、不発弾の探査・発掘や回収不発弾の一時保管、及び住民避難など多くの関係業務を沖縄県や市町村が担っております。

不発弾の処理は、県民の生命・財産を守り、また、沖縄県の振興を図る上で急を要しますが、一方では、厳しい行財政下にある沖縄県や市町村及び県民にとって大きな負担となっております。

沖縄県の不発弾の早期処理を図り、処理に伴う地元負担の軽減を図るためにには、引き続き戦後処理の一環として国の責任において積極的な対策を講ずる必要があります。